



八千代市監査公表第10号

令和元年8月16日

八千代市監査委員 江頭 博彦

八千代市監査委員 大谷 益世

八千代市監査委員 木下 映実

平成30年度監査（安全環境部）の結果に基づき又は当該
監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和元年5月7日付け八監第56号により提出した平成30年度監査（安全環境部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
クリーン 推進課	要望事項	<p>1 廃棄物等に係る手数料について</p> <p>【所見】</p> <p>八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年八千代市条例第27号）第21条に定める手数料については、消費税の増税に係る経費を反映するなど、受益者負担の原則に基づき、適正な設定を行うとともに、適宜見直しについて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成29年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成29年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き適正な設定を行うとともに、適宜見直しについて検討されたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>八千代市廃棄物減量等推進審議会から受けた「一般廃棄物処理手数料の見直しについて」の答申を踏まえ、令和元年第2回八千代市議会定例会に八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正案を提出し、6月26日に議決を得て、同月28日に改正後の条例を公布した。</p> <p>これに伴い、し尿の処理手数料、動物の死体の処理手数料、浄化槽汚泥の手数料及び事業系一般廃棄物の搬入手数料について、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う改定は令和元年10月1日から、適正な受益者負担の検証結果に基づき行う粗大ごみの処理手数料及び事業系一般廃棄物の搬入手数料の改定は令和2年1月1日から施行する。</p> <p>なお、指定ごみ袋については、処理費用は増加しているものの、家庭ごみの減量が継続的になされていることから、価格を据え置くこととした。また、価格据え置き理由である「家庭ごみの減量が継続的になされている」こと及び引き続きごみ減量への協力について市民に周知していく。</p>